

Title	資金融通の性質と利子歩合との関係 ( 中 )
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.9 (1918. 9) ,p.1305(133)- 1328(156)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180901-0133">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180901-0133</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

就ては、如何なる規定なるを問はず、講和恢復後の或る年間は元金償還の行はるゝを望む能はず。最も有利なる状況の下に於て財政上鞏固なる地位に居る國が減債基金を設くるに止まる可しと雖も、是れとても戦後幾年を経たる時なる可し。然らば利子の支拂は如何。倫敦と債務國との爲替を鞏固ならしむるものは即ち此利子の支拂に外ならざる可し。利子の支拂は債務國が年々定期に果さる可からざる債務にして、英國との爲替に及ばず影響より云へば、利子支拂の行はるゝに隨ひ、爲替を有利ならしむ可し。元金の償還にして行はれんか、利子支拂と同一の効果あるは勿論にして、要するに元利金の受入は其爲替に及ばず影響を輸出と一にするものなり。而して伊太利佛蘭西の如く、英國に資金の融通を仰ぐことの大なりし諸國は戦後永く不利なる爲替を維持せざるを得ざる可し。獨逸の境

地利其他東邦諸國に對する關係は假令ひ程度に異なるものあるも、英國に似たるものあり。戰爭中後者が前者に借入れたる資金は少なしとせず、但し諸國は爲替に或る影響を及ぼすまで急速に獨逸に資金を償還するを得るや否や、一個の疑問とす可し。又英國が資金を融通したる諸國に比して、獨逸が債權を得たる國は國際上に於て、地位の劣れることを記憶せざる可からず或は獨逸は合衆國との爲替を恢復する爲めに、南米にクレヂットを得たりと云ふ。此程度に應じて戦後獨逸の爲替の薄弱と爲るは已むを得ざる所なる可し。

多くして、諸國に支拂ふ可き所少なきが故に、磅、馬克、法を需要せず、斯くて上記の結果を齎すものなり。思ふに戦後貿易の常態に復するに隨て、此點に徐々改まるものある可しと雖も現状の繼續する間、英國并に聯合諸國に取つては物資の供給を仰ぐ幾多の中心點あり、英國輸入貨物の價格が今後大に制限せられざる限り、中立國の爲替は昂騰し、交戦國の爲替は低落するものと豫想せざる可からず。中立諸國が交戦諸國の軍事費の莫大なることに驚嘆しつゝある一事の如きも、爲替相場に影響する一原因たる可きなり。(完)

中立諸國に於ても、交戦諸國に於けるが如く甚だしからずとするも、尙ほ戰爭の結果として通貨の膨脹を招きたり。唯諸國に取つて一の強味と云ふ可きは、爲替の有利なること是れなり蓋し中立諸國は今日交戦諸國より受取る可き所

### 資金融通の性質と利子歩合との關係 (中)

高城仙次郎

#### 第三節 預金利子歩合は何故に低

きか (承前)

預金利子歩合は上述の事情に依り低率に定めらるゝ性質を有するものなるが、同じく預金と云ふも、其種類少からずして、其の利子歩合も亦一様ならざるなり。例へば、第一節にて示したるが如く、大正七年一月中東京市に於ける當座預金の平均歩合は二分五厘、特別當座預金は四分二厘、普通貯金は五分、定期預金は五分二厘なりき。此四種の預金間に於ける利子歩合の高低は常に此順位を維持するの傾向あり。換言すれば、預金利子歩合中に在りては定期預金の

歩合最も高く、普通預金之に次ぎ、特別當座は更に其下位に立ち、當座預金の歩合は最も低し然らば、何故に此四種の預金間に利子歩合の徑庭を生じ、而して此等差が上記の順序を保つものなるか。

先づ定期預金に就きて之を觀るに、其の利子歩合が他種の預金に比して高率に定めらるゝは左の原因に基くものなりとす。

一 當座預金並に特別當座預金等に在りては預金主は何時たりとも其の預託金を引出すの權利を保有するものなれば、各銀行は之に對して相當の支拂準備金を用意せざるを得ず。従つて此種の預金は銀行に於て其全額をば割引又は貸付に利用すること能はざるものなるが、定期預金は一定期日の到着する迄は銀行の自由に其全額を運轉資金として使用するを得るを以て、此種の預金に對して比較的高率の利子を支拂ふこ

とを得るは多言を須ひずして明かなり。例へば金一萬圓を一ヶ月貸付けて年八分の利子を徴收し得る場合に、若し保険料と手数料の合計をば年二分と看做し、尙ほ此外に年一分即ち百圓の利潤を見込むとせば、一ヶ年を期限とする同額の定期預金に對しては年五分の利子を提供することを得るなり。換言すれば、銀行は營業費並に相等利潤率の許す範圍内に於て定期預金の利子をば貸付利子に近接せしむることを得可し。

二 縱令定期預金は斯くの如く其全部を利用し得るものなりとするも、若し其期限が一週間若しくは一ヶ月と云ふが如き短期なれば、其利用の範圍は狭少にして、定期預金として預かりたる資金の大部分が死藏することゝ絶無なりと云ひ難けれど、我國に於ては其期限は普通三ヶ月を最短とし多くは六ヶ月又は一ヶ年なるを以て、資金運轉の機會自ら比較的多く、銀行は之

が爲め當座預金の如く頻繁に引出さるゝ資金に對するよりも高率の利子を支拂ふを得るなり。

斯くの如く、銀行は定期預金に對して貸付利子より手数料、保険料及び利潤を控除したる殘部の全額を提供し得る地位に在りと雖も、若し預金主にして更に一層低率の利子に満足するとありとせば、定期預金は必ずしも當座預金歩合よりも高率に定まる可きものに非ざる可し。然りと雖も、定期預金の預け主は當座預金の如く低率の歩合にて満足せざるなり。其の理由は左の如し。

三 定期預金は當座預金の如く必要に應じて隨時引出すことを得ずして、其期限の満する迄は預金主に於て如何に資金の必要を感ずればとて、之を引出すことを得ざるが故に、預金主が此種の預金に對して比較的高率の純利子を要求するは當然なり。尤も若し預金主が利子受領の

權利を放棄せば、銀行に於て期限前と雖も定期預金拂戻の請求に應ずることあり。されど、其結果は預金主に取りては無利子にて一定金額を銀行に預託せしことゝなるを以て、預金主は期限の満たざる定期預金の引出を避けんとす可し従つて、預金主は満期前に資金の必要發生せし場合に於ける不便損失等を見越して、高率の歩合を要求するものなりとす。

四 總て利子歩合は時々變動するものなれば、定期預金の預入後に定期預金の歩合騰貴せるが爲め、預金主が損失を蒙りたりしと思惟することあり。又、利子歩合が昂騰せざるも、或る安全にして而かも利廻りの高き公債、債券等或は確實有利なる事業に對する株式の募集せられたるに依り、預金主をして投資の絶好機會を逸したりと信せしむることなきに非ず。従つて比較的長期間一定率の金利に對して資金を固定

するを要する定期預金の預入に際して預ケ主が  
出來得る限り高率の利子の支拂を受けんとす  
は理の當然なりとす。

五 其性質の如何を問はず、銀行と預金勘定  
を開かんと欲する者が自己の知識經驗の範圍内  
に於て比較的營業方針の着實にして世間の信用  
厚き銀行を選択するを可とするを知れるは贅言  
するの要なし。而かも、總ての預金主は交渉、  
手續等に關する種々の事情の爲め常に必ずしも  
最も安全なりと信せる銀行と取引するの便宜を  
有せず。假りに、其便宜を有する場合に於ても、  
縱令年一分は愚か其の半額と雖も、比較的高率  
の利子を收得せんと欲するは人情なり。更に、  
所謂一流の銀行は抽象的には絶體的に安全なり  
と一般に信せらるゝ所なるも、事實多少の預金  
を有する者より觀れば、絶體に安全なる銀行な  
るもの一もなく、預金主は常に其取引銀行の將

來に就き多少の懸念を有せるが如し。而して、  
若し取引銀行にして其營業方針を誤るか、或は  
重役が不正行爲を敢てしたる爲め莫大の損失を  
蒙り、或は一般財界に遇發せし恐慌の渦中に投  
せられたる結果として、其銀行が破産の運命に  
遭遇せんとしたる際には、當座預金の預ケ主は  
率先して預金を引出し損害を免がるゝことある  
も、定期預金に在りては此便宜なく、預ケ主は  
銀行が將さに破産の運命に遭遇せんとせること  
を熟知する場合に於ても、見す見す袖手して預  
金の一部若しくは全部を喪失せざるを得ず。從  
つて定期預金に對しては比較的高率なる理由の  
爲め特に高率の保險料を要求するに至るな  
り。(註一)

ては、預ケ主が高率なる利子を要求する結果と  
して、定期預金の利子は比較的高く定めらるゝ  
ものなりとす。

斯くの如く、定期預金は預金中にて其利子歩  
合最も高きものなるが、其歩合が銀行毎に多少  
異なるを常とせり。東京市中の所謂一流銀行間  
に在りては預金の爭奪を豫防する目的を以て一  
定の協定率なるものを設け、夫れ以上の歩合を  
以て定期預金を受けざることを協約せり。現時  
行はるゝ協定率は六ヶ月以上の定期預金に對し  
ては年五分なりとす。されど、此規定は常に各  
協定者に依りて嚴守せらるゝものに非ずして、  
往々定期預金が協定率に五厘乃至一分程超過せ  
る利子支拂を受けることありと聞く。勿論斯く  
の如き協定の拘束を受けざる銀行は更に一層高  
率の利子を提供することある可し。本年七月十  
八日の官報に發表せられたる大藏省の編纂に係

る全國金利表に據れば、大正七年二月中に於け  
る東京市中銀行の提供せる最高の定期預金歩合  
は六分、最低は四分、平均は五分一厘なりしと  
云ふ。斯くの如く定期預金歩合に高低を生ずる  
は銀行の側より觀れば主として資金需用の程度  
を異にするか爲めにして、預金主の側より觀れ  
ば、銀行に對する世間の信用の厚薄に基くもの  
なる可し。如何となれば、預金主は信用の厚き  
銀行に對するよりも信用の薄き銀行に對して高  
き保險料を要求すればなり。

最後に定期預金利子は期限の長短に依りて其  
率を異にせり。左に掲ぐるは明治二十六年以來  
東京市に於て行はれたる一ケ年、六ヶ月並に三  
ヶ月に對する定期利子の各年平均なりとす。

年 次	一ケ年	六ヶ月	三ヶ月
明治二十六年	四・七二	四・二五	三・五九
同 二十七年	五・四六	四・九一	四・二七

明治二十八年	五・九三	五・三七	四・七一
同 二十九年	六・〇五	五・四九	四・九四
同 三十年	六・四四	五・八九	五・三一
同 三十一年	七・三五	六・九七	六・四三
同 三十二年	六・六二	六・二六	五・九三
同 三十三年	七・一九	七・〇三	六・七一
同 三十四年	七・五六	七・三八	七・一〇
同 三十五年	七・〇六	六・九三	六・六二
同 三十六年	六・〇〇	五・八三	五・五六
同 三十七年	五・七五	五・五四	五・四〇
同 三十八年	五・九五	五・七三	五・五八
同 三十九年	五・七九	五・五五	五・四一
同 四十年	五・六〇	五・四一	五・二三
同 四十一年	六・一八	六・〇二	五・八二
同 四十二年	五・六八	五・四八	五・二二
同 四十三年	四・六三	四・四三	四・二五
同 四十四年	四・五一	四・三四	四・一四
大正元年	五・四五	五・三〇	五・〇二
同 二年	六・二一	六・〇九	五・八五
同 三年	六・二九	六・一三	五・九一
同 四年	五・三九	五・一八	四・九五
同 五年	四・五三	四・二七	四・〇九
平均	五・九三一	五・六五八	五・三三五

備考 本表は大藏省理財局編纂大正六年四月調「金融事項參考書」所載(四八―五一頁)東京銀行集會所調東京金利率表に據る。

右表に示すが如く、明治二十六年より大正五年に至る二十四年間に於ける定期預金利子の割合の總平均は一ケ年に對して五分九厘三毛一絲、六ヶ月に對しては五分六厘五毛八絲、三ヶ月に對しては五分三厘三毛五絲なり。斯くの如く、定期預金利子歩合が期限の長き預金に對して高く、期限の短き預金に對して低きことは單に二十四ヶ年間の總平均に於てのみ看取し得る現象に非ずして、各年度に就きて云ふも亦同じく、二十四ヶ年間に一回だに歩合の順位の顛倒せしことなし。又、更に明治四十年一月以降十ヶ年間に於ける各月平均に就きて觀るも、明治四十年十一月並に其翌四十一年五月の兩月を除けば、尙ほ定期預金歩合の高低は上叙の順序を保てり。(註二)

斯くの如く、六ヶ月歩合が三ヶ月歩合よりも、一ヶ年歩合が六ヶ月歩合よりも高率なるは定期預金の期限が長ければ長き丈危険の程度増進し預金主が從つて比較的高率の保険料を要求するが故なりとす。換言すれば、諸種の預金中に於て定期預金利子が長く定めらるゝと同一の理由に基き、期限の長き定期歩合は短期歩合よりも稍々高率を唱ふるものなり。

最後に、日本銀行の定期預金歩合は金融の繁簡に拘らず、又期限の長短を問はず、目下、三分に一定せり。同行が定期預金に對して斯くの如き低率の利子を提供せるは(一)資金の吸収上市中銀行の競争者たるを避けんとする其營業方針に基く外、(二)同行は巨額の政府預金を擁する結果として勉めて民間より資金を吸収するの必要なが爲めなる可し。

次に、當座預金の利子が總ては預金中に於て

最低率を保てるは定期預金利子が最高率を維持せると略ぼ正反對の理由に基くものなりとす。

蓋し當座預金は資金の必要に應じて隨時引出し得るものなれば、預金主より之を觀れば、此種の預金は期限を定めて貸付けたるか或は預入れたる資金とは大に其性質を異にし、事實上許在金と殆んど相擇ぶ所なき結果として、預金主は之に對して何等の使用料を要求する權利を有せずと云ひ得ざるに非ず。加之、銀行は預金主に對して預金の安全を保證するものなれば、當座預金は一種の無料資金保管とも稱するを妨げず。若し假りに銀行が當座預金に對して利子を支拂はざるのみならず、却つて若干の保管料を徴收するとしても、此制度を利用する者尠からざる可し。斯くの如く、預金主は銀行に委託せし當座預金に對して殆んど何等の純利子を要求せざるのみならず、左程高率の保険料を受くる

ことすらも期待せざるなり。勿論、當座預金は頻繁に金銭を受領若しくは支拂ふ者に取りて頗る便利なる制度にして、預金主は日々其遊金の保管に要する手數と危険とを銀行に轉嫁するものなりと雖も、預金主は同時に當座預金の安全に對して多少の危惧の念を懐くを免れず、從つて此種の預金に對しても若干の保険料を要求す可きは自然の勢なりとす。されど、當座預金は定期預金の如く銀行の危険なることが明瞭なる場合に於ても尙ほ支拂を請求し得ざるものには非ずして、銀行の支拂能力に對して寸毫の嫌疑だに懷かば、直ちに引出し以て損失を免がる、ことを得るの望みあるを以て、其保険料は定期預金の場合に於けるが如く高率なるを要せず。又、預金主に取りては當座預金の預入は其都度銀行に預入物件を持參するの手數並に時として電車或は車賃の如き若干の費用を要するものな

るが、一方此制度は預金主の爲めに種々の手數と費用を省くが故に、預入の手數並に費用は全然相殺せらるゝ場合少からずと看做すを得んか。否な多くの場合に於て預金主が此制度の利によりて得る所は失ふ所よりも遙かに多きが如し。蓋し若し銀行なるものが存在せざれば、債務の決済は結局現金を以て行はれざるを得ざれば、現金の領收、支拂、遊金の保管に多くの手數を要するも、當座預金の制度は小切手の使用に依りて債務の決済を行はしむるものなるが故に、此制度の利用に依りて上叙の手數を省くを以てなり。従つて、預金は當座預金に對して銀行より殆んど何等の手數料の支拂を期待せず。

斯くの如く、預金主は當座預金に對して要求する純利子並に保険料は頗る低く、手數料に至りては殆んど之を問題とせざるを以て、當座預

金の預け主は低率の利子にて満足するものなりと云ひ得可し。

而かも、縦令預け主が當座預金に對して全然利子を受領することを期待せざるか、或は至極低率なる利子を要求するに過ぎずとするも、若し銀行に於て資金吸収の必要に驅られ、高率の利子を提供するとせば、當座預金の利子歩合も定期預金の利子と同位に定めらるゝこと無きを保せざるなり。されど銀行は到底前者をば後者と同等に定むることを得ざるなり。其の理由は左の如し。

一 定期預金に在りては、銀行は殆んど其の金額を運轉して利殖を圖り得るも、當座預金は何日何時引出さるゝやも測り難きものなれば、此種の預金に對して常に或る一定の最低限度以上の現金を手許に置き支拂準備に充てざる可からず。換言すれば、銀行は當座預金の全部を利

用することを得ざるなり。此種の當座預金に對して準備するを要する現金の割合は預金出入の繁簡、銀行の信用、經營者の技倆等に依りて一定せずと雖も、今假りに東京の銀行集會所に屬する七十六の銀行(本店或は地方銀行の支店)に就きて之れを觀るに、大正七年四月末日に於ける當座預金並に支拂準備を要する點に於ては之れと性質を同じふする特別當座預金の總計は五億千二百四十萬圓にして、之れに對して合計八千七百二十五萬圓の金銀を藏したれば、支拂準備の割合は約一割七分に當れり。尙ほ其の前年大正六年四月の割合は二割弱、更に其の前年大正五年は二割一分弱、大正四年四月は二割八分弱、大正三年四月は二割一分弱なりき。(註三)

勿論、支拂準備金を全く要せずとするも、各銀行が其の資金の全部を常に利用すること能はざる可きは喋々するの要なき所にして、銀行の保

有せる金銀在高の全部が當座預金並に特別當座預金に對する支拂準備金として置かれたるものなりと云ふ能はざるなり。而かも銀行は其の資金の貸付に依りて其の収益の大部分を擧ぐるものにして遊金の増加は利潤の減少を意味するを以て、銀行の信用を害して取付に遭遇せざる範圍内に於て出來得る限り當座預金並に特別當座預金に對して絶體的に必要な準備金以外に手許在金を減少せしめんと圖るものなるが故に、前記東京組合諸銀行の保有せし金銀の大部分は即時拂債務に對する準備金なりと看做すことを妨げざるが如し。少くとも、當座預金及び特別當座預金は全部利用せらるゝものに非ざるは明かにして、其死藏の割合は東京に於ては上述の如く平均一割五分以上に上れるが如し。従つて、假りに定期預金に對して年五分の利子を提供し得る場合に於ては、當座預金に對しては多くと

も四分二厘五毛以上の利子を支拂ふこと能はざるなり。是れ當座預金の利子が定期預金の利子よりも低率に定められる、理由の一なり。

二 定期預金に在りては期限の満つる迄銀行に於て安心して之を利用するを得るも、當座預金は出入頻繁にして、午前に預入せられし一定金額が同日の午後に出出さるゝことすらあれば銀行は當座預金を他に運轉するに當りて細心の注意を加へざる可からず。之に對しては最低限度以上の支拂準備を置けるも、是れ丈けにては充分ならず。蓋し金融逼迫せば、預入は順に減退し、引出は俄然激増することあるを以て、之に備ふるには當座預金として預かりたる資金を運用するに當りて少くとも其の一部分は之を短期貸付又は割引の方向に利用せざるを得ず。而かも、短期の貸出は長期の貸出に比して利子低きを以て當座預金の利子は此事情よりしても低

率に定めらる可きものなりとす。

三 定期預金は一契約に對して銀行に取りて預入と支拂と各一回の手續を要するに過ぎざるも、當座預金勘定を有する者は頻繁に、時としては一日數回預入又は引出を爲すが故に、銀行の手續を煩はすこと尠からず。銀行の受入係、支拂係、簿記係等の事務の大部分は當座預金に關するものにして、銀行は當然此手續に對して報酬を受けざるを得ず。而かも、銀行は此手續料を別に顧客より申受けずして、當座預金利子歩合を低く定めて、之を相殺する方法を探れり。

四 此外に、銀行は當座預金に對しては其の受入及び支拂を逐一明細に記入する爲めに浩瀚なる帳簿を備へざる可からざるのみならず、預入と支拂とを記入する通帳と小切手の用紙とを預金主に交附するの必要あるが、之に關する費

用も亦前項に説述せる手数料と同じく、利子より控除せらるゝなり。

五 銀行は更に預金主より受取りたる他行支拂の小切手又は其他類似の證券を各其の支拂銀行に提示して、之が決済を求むるの手續と費用とを負擔せざるを得ず。現時大都會に於ては銀行は組合を設け毎日一回手形交換所と稱する一定の場所に於て相互間に小切手類の交換を行ひ一々各支拂銀行に使者を派するの手續と費用とを省きつゝあるも、尙ほ代表者を交換所に派出するの費用を要し且つ交換所の維持費を分擔せり。而かも此等の費用は銀行に依りて結局預金主に轉嫁せらるゝものなれば、當座預金の利子は更に夫れ丈け減率を蒙ることゝ爲るなり。

六 最後に、特別當座預金又は郵便貯金に於けるが如く、預金主が其の預金を引出せんと欲する度び毎に必ず預金通帳を提示するの規定な

れば、預入せし金額以上の金額が誤つて支拂は

の、如し。

るゝの虞れ殆んど絶無なりと云ふを得んも、當座預金に在りては引出は通帳の提示を要せずして、小切手の使用に依りて行はるゝのみならず預金主が第三者に對する支拂に對して小切手を振出すことを得るの規定なるを以て、當座預金勘定の残高以上の金額に對して預金主が小切手を振出し、是れが爲め銀行が不測の損失を蒙ることなしとせず。従つて各銀行は預金主の信用を嚴重に調査したる上始めて當座預金勘定開始の請求に應ずるを慣例と爲すと雖も、一旦勘定を開始したる後に於て、上述の危険は常に多少存在せるものと認めざるを得ず。されば、此危険より生ずる損失に對して銀行は豫じめ備ふる所なかる可からず。而して此損失に對する一種の保険料を徴收する意味にて銀行は殆んど無意識に當座預り金の利子を殊更に低率に定むるも

以上論述せるが如く、預金主は當座預金に對しては高率の利子を要求せざるのみならず、時としては何等の利子を受くるを期待せざると同時に、銀行は高率の利子を支拂ふこと能はざるを以て、此の種の預金は定期預金に比して遙かに低率に定めらるゝものなりとす。従つて、銀行が時としては當座預金に對して低率の利子は愚か全然利子を支拂はざることあるは毫も怪むに足らざるなり。例へば、米國に於ては當座預金に對して利子を付せざるを原則とせり。我國に於ても、日本銀行は當座預金に對しては全然利子を支拂はず、又一流の銀行は小額の預金に對しては利子を付せざるなり。是れ當座預金に對して一部の預金主が無利子にて満足することあると同時に、銀行が利子を支拂ふこと能はざるか或は欲せざるの一證と看做すを得んか。

而して、我國にて當座預金に利子の付せらるゝ場合に於ては、上述の如く其率は定期預金よりも著しく低きを常とせるも、此率たるや地方に依り、又同地方に在りては銀行に依りて異なるものにして、最高率と最低率との間に著しき開きを存することあり。例へば、大正七年二月中日本全國の最高歩合は美作津山の日歩二錢五厘(年利九分一厘二毛五絲)、最低は大阪の日歩二厘(年利七厘三毛)にして、其差實に年利八分四厘弱に上れり。又、同月中に於ける東京の最高歩合は日歩一錢四厘(年利五分一厘一毛)、最低日歩五厘(年利一分八厘二毛五絲)にして、其開き三分三厘弱に當れり。(註四) 地方間に於て斯

くの如く當座預金利子歩合の間に開きを保てるは金融の繁簡並に保険料の相違より來れる現象にして、同一地方に於て多少の開きを存するは主として保険料の等差の誘致せる結果なりとす蓋し世間の信用厚き銀行は比較的の低率の保険料を支拂ひ、然らざるものは高率の保険料を提供せざるを得ざるを以てなり。次に、特別當座預金の利子歩合は定期預金と當座預金との中間に位せり。例へば、大正七年二月中東京、大阪及び名古屋の三市に行はれたる此三種の利子歩合並に全國平均に就き各最高率、最低率、平均率を比較せば左の如し。

地名	最高歩合			最低歩合			平均率		
	當座 利子	特別當座 利子	定期 利子	當座 利子	特別當座 利子	定期 利子	當座 利子	特別當座 利子	定期 利子
東京	〇・五二	〇・六二	〇・六〇	〇・一八	〇・三二	〇・四〇	〇・二五	〇・四四	〇・五一
大阪	〇・三七	〇・五一	〇・六〇	〇・三〇	〇・三〇	〇・四〇	〇・一九	〇・三三	〇・四六
名古屋	〇・五一	〇・五八	〇・五八	〇・二二	〇・三六	〇・五〇	〇・二四	〇・三七	〇・五一

全國平均

〇・三五

〇・四三

〇・五七

〇・二四

〇・三三

〇・四七

〇・二八

〇・三八

〇・五二

備考

一、本表の數字は大正七年七月十八日の「官報」第一七八八號に載せたる大藏省調査全國金利表に據る。  
二、當座預金は日歩なるを年利に換算して比較に便ならしめたり。

右表に示すが如く、單に一の例外を除けば、

何れの場合に在りても、當座預金歩合は最も低

く、特別當座預金歩合は之よりも稍々高くして

定期預金利子は最高率を維持せり。斯くの如く、

特別當座預金利子が他の二種の預金利子の中間

に位するは如何なる原因の存するや。曰く、先づ

特別當座預金利子が定期預金利子よりも高率に

定めらるゝは特別當座預金が随時に引出し得る

ものなるの一事に於て當座預金に類似せるを以

て、利子歩合も自ら當座預金の利子に接近して

定めらるゝが故なりとす。而かも、此歩合が當

座預金の利子よりも稍々高率を維持するは如何

なる事情に基くや。曰く、特別當座の引出には

當座預金に於けるが如く小切手の使用を許さ

ず、其都度預金通帳を提示するを要するものな

るが故に、銀行は小切手の用紙調製の費用並に小切手使用に伴ふ總ての手續、費用、危険を免がるゝを以て、此等の失費に相當する丈け餘分の利子を特別當座預金に對して支拂ひ得る爲めなりとす。

次に、通知預金の利子に就きては正確なる統計の存するものなしと雖も、普通其歩合が定期預金の歩合と特別當座預金の歩合との中間に在るは人の沿く知る所なりとす。斯くの如く、通知預金に對して銀行の支拂ふ利子が定期利子よりも稍々低く、特別當座預金の利子よりも稍々高きは此の預金が其性質上他二種の預金の中間に位するを以てなり。蓋し通知預金は預金主に於て之を引出さんと欲せば、銀行に對して其旨數日前に豫告するの契約を以て行はるゝものな

れば、随時に引出さるゝものに非ざるの點に於ては當座預金よりも寧ろ定期預金に類似し、一定の期限を定めざる點に於ては定期預金よりも寧ろ特別當座預金の性質を備ふるが故なり。  
次に、貯蓄銀行の預金は随時に引出すことを得るも小切手の使用を許されざる點に於て商業銀行の特別當座預金と全然其性質を同ふす。唯、前者の預金主は多く勞働者又は一般細民にして、其金額自ら少なきに反し、後者の預金主の大部分は所謂勤人又は小企業家の階級に屬する者にして、其預入金が前者に比して多額に上るの相違あるのみ。然るに、貯金の利子は概して特別當座預金の利子よりも稍々高率なるを常とす。左に掲ぐるは本州中區の諸市町に於ける大正七年二月中の貯金利子及び特別當座預金利子の各平均率なりとす。

地名	(一) 特別當座預金利子	(二) 貯金利子	(二)に對する(一)の超過率
東京	〇・四四	〇・四九	〇・〇五
横濱	〇・四二	〇・四八	〇・〇六
横須賀	〇・四〇	〇・五〇	〇・一〇
小田原	〇・三五	〇・四八	〇・一三
川越	〇・三七	〇・四八	〇・一一
千葉	〇・三三	〇・四八	〇・一五
宇都宮	〇・三二	〇・四二	〇・一〇
足利	〇・三四	〇・四二	〇・〇八
栃木	〇・四一	〇・四八	〇・〇七
前橋	〇・四二	〇・四五	〇・〇三
高崎	〇・四〇	〇・五〇	〇・一〇
桐生	〇・三七	〇・四五	〇・〇八
館林	〇・三一	〇・四三	〇・一二
伊勢崎	〇・三八	〇・四八	〇・一〇
長野	〇・三五	〇・五二	〇・一七
上野	〇・四〇	〇・五〇	〇・一〇
松本	〇・三二	〇・四九	〇・一七
飯田	〇・四四	〇・五五	〇・一一
須坂	〇・四三	〇・五〇	〇・〇七
甲府	〇・三四	〇・四八	〇・一四
静岡	〇・三七	〇・四八	〇・一一

濱松	〇・三九	〇・五二	〇・一三
沼津	〇・四〇	〇・四八	〇・〇八
掛川	〇・四二	〇・四八	〇・〇六
名古屋	〇・三七	〇・四六	〇・〇九
津市	〇・三七	〇・四八	〇・一一
四日市	〇・三四	〇・四八	〇・一四
松坂	〇・三六	〇・五〇	〇・一四
上野	〇・三六	〇・四八	〇・一二
尾鷲	〇・三七	〇・五五	〇・一八
岐阜	〇・四一	〇・三七	〇・〇四
高根	〇・二九	〇・五四	〇・二五
大津	〇・三三	〇・四八	〇・二五
長濱	〇・三八	〇・三一	△ 〇・〇七
福井	〇・三六	〇・四五	〇・一九
敦賀	〇・三三	〇・四八	〇・一五
小濱	〇・三一	〇・四八	〇・一七
金澤	〇・三四	〇・四八	〇・一四
七尾	〇・三六	〇・四八	〇・一二
富山	〇・四〇	〇・四九	〇・〇九
高山	〇・三六	〇・五〇	〇・一四
新瀉	〇・三六	〇・四八	〇・一二
平均	〇・三七	〇・四八	〇・一一

備考 一、△印は貯金利子が特別當座預金の利子よりも少きことを示す。  
 二、本表は大正七年七月十八日の「官報」第七八八號全國金利表に據りて作製す。  
 三、特別當座預金の利子は示すも、貯金利子を示さざる地方は之を省きたり。

右表の示す所に據れば、大正七年二月中本州中區に於ける特別當座預金は東京並に飯田の四分四厘を最高とし、高山の二分九厘を最低とし、全四十三市町の平均は三分七厘なりしが、貯金利子に在りては飯田並に尾鷲の五分五厘を最高、長濱の三分一厘を最低とし、平均は四分八厘に當れり。されば、平均率に於ては貯金利子は特別當座預金に比して一分一厘の高率を維持せり。加之、長濱に於て特別當座預金の利子が三分八厘なるに、貯金利子が却つて僅かに三分一厘を唱へたるの一例外を除きては、他の四十二の市町に於ては貯金利子は特別當座預金の利

子に對して若干の上鞘を保てり、此開きは東京の五厘を最少とし、高山の二分五厘を最高とせり。

されど、茲に吾人の記憶するを要するは特別當座預金の利子は預入の日に對して或は預入並に引出の日に對して付せざるを慣例とするも、尙ほ夫れ以外の日の最終殘高又は最低額に對して日割を以て支拂ひ且つ六ヶ月毎に利子も元金に繰入れるを常となすを以て、表面上の利子歩合と實際支拂はるゝ利子の歩合との開きは無視するも妨げざる程僅少なるに反し、貯金利子は月割を以て支拂はれ、且つ預入と引出の月に對しては利子を支拂はざるを常と爲すを以て、公稱利子と實際利子との間に著しき懸隔を生ずることあるの一事に外ならず。例へば、本年十月十五日に四分八厘の利子を支拂ふ貯蓄銀行に金十圓を預入し、來年十月十五日に之を引出した

りとせんか、之に對して預金主の受取る利子は四十八錢にあらで、本年十一月より來年九月に至る十一ヶ月分に對する月割四錢の合計四十四錢なりとす。従つて表面の利子は四分八厘なるも、實際利子は四分四厘に相當するに過ぎざるなり。

由是觀之、前表に示したるが如く、本州中區四十三市町の貯金利子の平均は四分八厘なるも、此利率は公稱歩合なるを以て、實際に貯蓄銀行と預金主との間に授受せられたる利子の平均は四分四厘内外なりしと看做すことを得んか。而かも此實際歩合の四分四厘は特別當座預り金の平均利子なる三分七厘に比して尙七厘の上鞘を示せり。

貯金と特別當座預金とが前述の如く共に小切手の使用を許さざる當座預金なる點に於て性質を同ふするものなるにも拘らず、貯金の利子が

特別當座預金の利子に比して斯くの如く平均七厘内外の上鞘を維持するは如何なる理由に基くや。曰く、特別當座預金は永久的貯蓄を目的とするものよりも寧ろ一時的遊金の預託を目的とするもの多きに反し、貯金は主として長期的蓄積の爲めに行はるゝものなれば、貯金は銀行に於て特別當座預金よりも自由に且つ長期に利用するを得るが故に、銀行は之に對して比較的高率の利子を支拂ふことを得るなり。更に、貯金の預け主は概ね少額収入に依りて衣食する者にして、價值時差比較的が高く、従つて特別當座預金の預け主に比して高率の純利子を要求すると同時に、貯蓄銀行は概して普通商業銀行程に世間の信用厚からざるが故に、預金主は自然多くの保険料の支拂を受くることを期待せり。此等の事情以外に貯蓄銀行をして利子を高率に維持するを餘儀なくせしむる一原因あり。以

前四分二厘なりし郵便貯金の利子が大正四年四月に四分八厘に改正せられ今日に及びしこと即ち是れなりとす。郵便貯金も普通貯金と同じく預入の月と引出の月とに對しては利子を附せざるの規定なれば、(註五) 實際利子は四分四五厘ならんも、郵便局の公稱利子が四分八厘なる上は貯蓄銀行が自衛上同じく公稱利子を四分八厘以下に定むるに躊躇す可きは明かなり。如何となれば、若し貯蓄銀行にして利子を四分八厘以下に定めなば、絶體に支拂停止又は破産の危険なく且つ無数の三等郵便局をして事務を取扱はしむる郵便貯金制度の爲めに顧客を奪はるゝの虞れあるを以てなり。

然らば、郵便貯金の利子は何故に年四分八厘に定められたるや。由來各種貸借の利子は金融市場の景況に應じて定めらるゝを原則とし、資金需給關係の推移に従ひて一昂一落常なきもの

なるに反し、郵便貯金の利子は金融の一時的繁閑に適應して定めらるゝものに非ずして、一度決定せられんか、數ヶ年据置かるゝの慣例なるを以て、(註六) 遞信省當局者は此貯金利子の決定に就きては將來の金融状態に對する豫想に重きを置きて、市場金利の騰落に依りて頻繁に貯金利率の更改を餘儀せしめらるゝを豫防せんと思ふが如し。

従つて何故に大正四年四月に従前の四分二厘が四分八厘引上げられ、且つ其改正率が今日迄依然として維持さるゝやに就きては吾人の忖度を許さざるものあり。而かも、貯金利子歩合は上文に於て指摘したるが如く、貯蓄銀行の利子に對して多大の影響を及ぼすものなりと雖も、永く一般金融界の景況と無交渉なること能はざるは喋々するの要を見ず。由來郵便貯金制度の根本義は細民に對する貯蓄の奨励に存するを以て

郵便貯金として預かりたる資金は絶體に安全なる投資方法を擇びて之を運用せざるを得ず。然るに安全なる投資の利廻は我國の現状に於て年五分を超過すること稀なり。従つて、貯金の利子も五分以下に定めざる可からず。如何となれば、預金の全部を利用すること不可能なるのみならず、多少の營業費を要するを以てなり。されど、郵便貯金の制度は當局者に依りて資金の吸収に利用されつゝありと看做し得ざるに非ず。此目的の爲には利子を出來る限り高率に維持す可きは贅言を須ひずして明かなり。郵便貯金實際歩合は上述の如く年四分四五厘に相當するを以て、資金運用の利廻と利拂との間に五六厘の開きを存せるが如し。此差率は上述の理由に依り或は正當なりと認むるを得るが如し。

最後に、郵便振替貯金の公定利子は目下三分六厘なるが、毎月一日より十五日迄及び十六日

より末日迄の各期間に於ける最低預金残高に利子の月割の半額即ち一厘五毛を附するの規定なるを以て、(註七) 實際歩合は年三分六厘にはあらず、夫れより數厘低きものと看做し得るなり。今此率を普通郵便貯金の實際歩合と對比するに、前者は約一分方低率なるが如し。斯くの如く、振替貯金の利子が普通郵便貯金又は貯蓄銀行預金の利子に比して著しく低率なるにも拘らず、尙ほ此制度を利用する者少からず、且つ預金高多額に上れるは、此制度が加入者をして頗る低率なる爲替料を以て而かも尙ほ安全に送金することを得せしむるが故なるは茲に贅言するの要なし。(註八)

註一、以上の理由以外に定期預金の歩合に影響を及ぼす傾向を有せる特種の一事情あり。此特種の事情とは物價騰貴に對する預金主の豫想即ち是れなりとす。蓋し、假りに一般物價が一ヶ年間に一割騰貴せば、定期預金の預金主は其預金の一割を喪失するの結果を

呈す可し。如何となれば、物價が或る一ヶ年間に一割騰貴するとせば、同額の金子は以前有せし其購買力の約一割を失ふに至る可ければなり。例へば、假りに或る人が其年の始めに金百圓を一ヶ年間の期限を以て銀行に年利五分にて預け、年の終りに元利合計金百五圓を受領するも、此間に一般物價が一割騰貴せば、預金主は此百五圓を以て年の始に於て九十五圓四十五錢を以て購入するを得し丈の物品を購買し得るに過ぎず。従つて此預金主は銀行に一ヶ年百圓預けたる爲めに、利子を失ふは勿論、元金も四圓五十五錢失ひたる計算となるなり。而かも、此推算は架空的の推斷を基礎とせるものに非ずして、物價騰貴の永續する際に發生する實際現象を指示せるなり。歐洲戰亂突發以來滿四ヶ年間に我國及び歐米各國の物價は十割以上、即ち一ヶ年平均二割五分の暴騰を示せるを記憶せば思半に過ぐるものあらん。されど、物價騰落の現象に對しては何人と雖も深き注意を拂へども、物價の騰貴が夫れ丈け貨幣の購買力を減殺するものなるの一事に至りては未だ一般人の了解する所と爲らざるが如し。従つて、定期預金の預金主中に於て物價騰貴を豫想せる者と雖も、此現象より生ずる損失に對して割増金を請求する者殆んどなきが如し。蓋し假りに物價が爾今一ヶ

年間に尙ほ二割騰貴するを豫想せる者は普通利子五分の外に物價騰貴に基く損失の補填として年二割、合計二割五分の利子を受けざれば、定期預金を預託せざる可し。而かも尙ほ實際には多額の定期預金が年五分乃至六分の利子にて預けられつゝあるは預金主が物價騰貴より来る損失を顧慮せざるか或は顧慮するに足らずと信ぜるの一證と看做すことを得んか。

然しながら、物價の騰貴を見越し、之に對して策應しつゝある者の少からざるを忘却す可からず。此等の者は遊金を有するも之を長期の定期預けと爲さずして、土地株券等に放資せるが如し。従つて、定期預金として提供せらるゝ資金は夫れ減少し、其利子歩合は此方面よりして幾分か騰貴するに至る可きは贅言するの要なし。

註二、大藏省編纂大正六年四月調「金融事項参考書」四八—五一頁

註三、「銀行通信錄」大正七年五月號統計之部一四—一五頁「東京組合銀行報告」に據る。

註四、大正七年七月十八日「官報」第一七八八號一四頁全國金利表。

註五、郵便貯金規則第二十三條。

註六、郵便貯金利子の沿革は左の如し。

明治八年五月	三・〇
同 九年三月	四・〇
同 十年一月	五・〇
同 十一年一月	六・〇
同 十四年四月	七・二
同 十八年一月	六・〇
同 十九年五月	五・四
同 十九年九月	四・二
同 三十一年四月	四・八
同 三十七年九月	五・四
同 四十三年四月	四・二
大正四年四月	四・八

備考 本表は大藏省編纂大正六年四月調「金融事項参考書」七〇頁郵便貯金利率沿革表に據る。

註七、以前振替貯金の利子は月末残高に對して月割を以て附せられたるが、月末に多額の拂込を爲し、越月後直ちに之を引出し、僅々數日の預金に對して一ヶ月分の利子を受け、不當の利益を收めつゝありたる者少からざるを發見したる爲め、大正四年四月より現行の支拂方法を採用して此弊害を防止せり。

註八、爲替貯金局の發表せる「大正七年一月中爲替貯金局事業概況」に據れば、同月々末に於ける振替貯金の加入者人員の數は十萬四百九十八にして、預金現在高

は二十五萬五千四百一十一圓なりき。尙同月中に於ける拂込總額は四千七百九十三萬三千三百八十五圓、拂出總額は四千八百十萬四千八百三十圓にして振替高は約二千七百萬圓なり。

第四節 貯金利子歩合と貸付利子

歩合との接觸點

前數節に於て略叙したるが如く、同一地方に於ける諸種の預金に對して支拂はるゝ利子の歩合は概して貸付利子歩合より低率にして、此等差は主として利子に含まるゝ、保険料並に手数料の高低より生ずるものなりとす。若し果して然らば、手數並に危険の少なき貸付の利子は預金主に對する手數並に危険の多き預金の利子と率を同ふすることある可きは勿論、時としては貸付利子歩合が却つて預金利子歩合よりも低率なることある可き筈なり。されど、利子歩合の統計は果して此推斷を支持するや、是れ吾人の次に知らんと欲する所なりとす。先づ此目的の爲

めに、余は左に大正七年二月中本州西區の各市町に於て行はれたる手形割引の最低歩合と特別當座預金の最高歩合とを對比せしめんとす。蓋し此兩種の取引は共に短期に對して行はるゝものにして、此兩者は資金の運用上頗る密接なる關係を有せりと看做し得るを以てなり。

地名	特別當座利子		手形割引	
	最高率	最低率	(一)に對する	(二)の超過率
京 都	○・四八	○・六〇	○・二二	○・二二
伏 見	○・三七	○・六〇	○・二二	○・二二
舞 鶴	○・四三	○・六〇	○・二二	○・二二
大 阪	○・五一	○・五一	○・三〇	○・三〇
堺 田	○・三七	○・五八	○・二二	○・二二
岸 田	○・三七	○・六二	○・二五	○・二五
奈 良	○・五五	○・五三	△・〇〇二	△・〇〇二
八 木	○・三三	○・六〇	○・二七	○・二七
和 歌 山	○・六二	○・五七	△・〇〇五	△・〇〇五
新 宮	○・三三	○・八四	○・五一	○・五一
田 邊	○・三七	○・六九	○・三二	○・三二
神 戶	○・五〇	○・五五	○・〇五	○・〇五

七八八號に載せたる全國金利表に據りて作製せり。  
三、割引歩合は比較を容易ならしむる爲め年利に換算せり。

姫 路	○・四五	○・六二	○・一七
明 石	○・四五	○・六〇	○・一五
西 宮	○・五六	○・六〇	○・〇四
洲 本	○・四三	○・八四	○・四一
出 石	○・三七	○・七七	○・四〇
岡 山	○・五一	○・五八	○・〇七
高 梁	○・三七	○・八〇	○・四三
玉 島	○・四七	○・六六	○・一九
廣 島	○・五四	○・五八	○・〇四
尾 道	○・四八	○・六四	○・一六
福 田	○・四〇	○・六〇	○・二〇
吳 田	○・三七	○・七七	○・四〇
山 口	○・三七	○・八四	○・四七
下 關	○・三七	○・五八	○・二一
松 江	○・四二	○・六二	○・二〇
濱 田	○・四三	一・二八	○・八五
島 取	○・四五	○・六二	○・〇七
米 子	○・四四	○・八四	○・四〇
倉 吉	○・三七	○・六九	○・三二
平 均	○・四三八	○・六七六	○・二三八

備考 一、△印は特別當座預金に對する割引歩合の下鞘を示す。  
二、本表は大正七年七月十八日の「官報」第一

右表に示すが如く、本邦西區三十一の市町に於て大正七年二月中行はれし特別當座預金の最高歩合の平均は四分三厘八毛にして、割引の最低歩合の平均は六分七厘六毛なりしを以て、後者は二分三厘八毛の上鞘を示せり。されど、各市町に於ける利鞘に就きて觀るに、特別當座預金の利子に對する割引歩合の超過率が一分に達せざる市町は四個あり。加之、大阪に在りては、兩利子歩合は共に五分一厘を示し全然一致せり。尙ほ、此外に奈良に於ては割引歩合は却つて特別當座に比して二厘の下鞘を呈し、和歌山にては逆鞘は五厘に達したりき。是れ吾人が上文に於て指摘せし所と符合するものなり。

更に、左に本邦中區の六十七市町に於て大正

七年二月中に行はれし定期預金利子の最高率と  
 證券貸付利子の最低率とを比較するに、其中五  
 十五市町に於ては證券貸付利子最低率は定期預  
 金利子の最高率に比して若干の上鞘を呈する  
 も、二俣に於ては兩者共に六分五厘にて全然一  
 致せるのみならず、他の十一の市町に在りては  
 左の如く定期歩合の最高率は却つて證券貸付利  
 子の最低率に超過せるを示せり。

地名	定期預金利子		證券貸付利子		(二)に對する 超過
	最高率	最低率	(一)の超過	(二)の超過	
東京	〇・六〇	〇・五〇	〇・一〇	〇・一〇	
横濱	〇・六五	〇・五〇	〇・一五	〇・一五	
銚子	〇・六五	〇・六〇	〇・〇五	〇・〇五	
静岡	〇・六五	〇・六二	〇・〇三	〇・〇三	
濱松	〇・六〇	〇・五八	〇・〇二	〇・〇二	
沼津	〇・六六	〇・六五	〇・〇一	〇・〇一	
名古屋	〇・五八	〇・五〇	〇・〇八	〇・〇八	
岐阜	〇・五五	〇・五〇	〇・〇五	〇・〇五	
岐阜	〇・五五	〇・五〇	〇・〇五	〇・〇五	
高山	〇・六〇	〇・五五	〇・〇五	〇・〇五	

右表に示すが如く、東京外十市町に於ては定  
 期利子は却つて證券利子に比して一厘乃至一分  
 五厘の上鞘を呈せり。是れ吾人が預金利子歩合  
 と貸付利子歩合との接觸に關して上文に於て指  
 摘せし所と符合するものに非ずして何ぞや。  
 (未完)

前號(第十二卷)第八號(大正七年八月號)目次

論 說

- ◎ ジョンロックノ利子學說(上) 慶應義塾 大學教授 高橋誠一郎
- ◎ 英國戰時の食糧問題と農業政策(下) 法學博士 堀江 歸一
- ◎ 所謂治外法權國及び敵占領地に於ける住所(三) 慶應義塾 大學教授 板倉 卓造
- ◎ 記名株式の移轉と名義變換(一) 慶應義塾 大學教授 西本辰之助
- ◎ 近世史上に於ける企業家の地位(四) 慶應義塾 大學教授 阿部 秀助
- ◎ 戰爭と信用通貨並に財政(四) 法學博士 堀江 歸一
- ◎ 資金融通の性質と利子歩合との關係(上) 慶應義塾 大學教授 高城仙次郎
- ◎ 經濟時事論 安川 貞三
- 附 錄 理財學會々報

編輯主任

下澁谷四一三 高城仙次郎

一冊定價 金二十八錢 郵税金壹錢五厘  
 半年定價 金一圓六十錢 郵 稅 共  
 一ケ年定價 金 參 圓

編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛  
 營業に關する用件は發賣元宛  
 原稿締切期日は發行の前月十日限  
 大正七年八月卅一日印刷納本 每月一回一日發行  
 大正七年九月一日發行

三田學會雜誌 禁 轉 載  
 第二十卷第九號  
 東京市芝區三田二丁目二番地慶應義塾內  
 編輯兼發行者 石田 新太郎  
 東京市麻布區龍土町七十五番地  
 印刷者 金子 榮太郎  
 東京市赤坂區新町五丁目四十二番地  
 印刷所 金子活版所

發 賣 元 東京市麴町區有樂町一丁目一番地  
 振替貯金口座東京三四一七番  
 電話本局二二三二番  
 尚ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す

發行所 東京芝三田 慶應義塾內 理財學會